

|  |  |   |   |   |    |
|--|--|---|---|---|----|
| 福井工業高等専門学校   |  | 開講年度  | 平成30年度 (2018年度)   | 授業科目  | 法学 |
| 科目基礎情報   |  |   |   |   |    |
| 科目番号   | 0117   |   | 科目区分  | 一般 / 必修   |    |
| 授業形態   | 講義   |   | 単位の種別と単位数   | 履修単位: 1   |    |
| 開設学科   | 機械工学科  |   | 対象学年  | 5   |    |
| 開設期  | 後期   |   | 週時間数  | 2   |    |
| 教科書/教材   | レジュメ、参考資料を適宜配布する。  |   |   |   |    |
| 担当教員   | 川畑 弥生  |   |   |   |    |
| 到達目標   |  |   |   |   |    |
| <p>(1) 日本国憲法に関する基礎的知識を有し、憲法の制定過程、基本原理、分類、基本的人権について理解し、説明することができる。</p> <p>(2) 民事法に関する基本的知識を有し、不法行為法、財産法、家族法の概要について理解し、説明することができる。</p> <p>(3) 刑事法に関する基本知識を有し、犯罪の構成要件、裁判員制度、刑事司法制度（少年司法制度）の概要について理解し、説明することができる。</p> <p>(4) 労働法、特許法、著作権法、個人情報保護法等に関する概要について理解し、説明することができる。</p> <p>(5) 自ら能動的に社会に参画し、他者と共に生活するために必要な知識を有し、重要な条文や判例の概要を理解し、説明することができる。</p> |  |   |   |   |    |
| ルーブリック   |  |   |   |   |    |
|  |  | 理想的な到達レベルの目安  | 標準的な到達レベルの目安  | 未到達レベルの目安                                       |    |
| 評価項目1  |  | 日本国憲法に関する基本的知識を有し、憲法の制定過程、基本原理、分類、基本的人権について基本知識をもとに8割以上説明できる。 | 日本国憲法に関する基本的知識を有し、憲法の制定過程、基本原理、分類、基本的人権について基本知識をもとに7割程度説明できる。 | 日本国憲法の制定過程、基本原理、分類、基本的人権について説明できない。             |    |
| 評価項目2  |  | 不法行為法、財産法、家族法の概要について基礎知識をもとに8割以上説明できる。                        | 日本国憲法の原理不法行為法、財産法、家族法の概要について基礎知識をもとに7割程度説明できる。                | 不法行為法、財産法、家族法の概要について説明できない。                     |    |
| 評価項目3  |  | 犯罪の構成要件、裁判員制度、刑事司法制度（少年司法制度）の概要について基礎知識をもとに8割以上説明できる。         | 犯罪の構成要件、裁判員制度、刑事司法制度（少年司法制度）の概要について基礎知識をもとに7割程度説明できる。         | 犯罪の構成要件、裁判員制度、刑事司法制度（少年司法制度）の概要について説明できない。      |    |
| 評価項目4  |  | 労働法、特許法、著作権法、個人情報保護法等の概要について基礎知識をもとに8割以上説明できる。                | 労働法、特許法、著作権法、個人情報保護法等の概要について基礎知識をもとに7割程度説明できる。                | 労働法、特許法、著作権法、個人情報保護法等の概要について説明できない。             |    |
| 評価項目5  |  | 授業で取り扱う様々な法の目的や条文の趣旨を十分理解し、判例や通説を用いて自身の見解を構築し、論理的に説明することができる。 | 授業で取り扱う様々な法の目的や条文の趣旨をある程度理解し、判例や通説を用いて他者に説明することができる。          | 授業で取り扱う様々な法の目的や条文の趣旨が理解できておらず、判例や通説を用いた説明ができない。 |    |
| 学科の到達目標項目との関係  |  |   |   |   |    |
| 学習・教育到達度目標 RA1<br>JABEE JA1  |  |   |   |   |    |
| 教育方法等  |  |   |   |   |    |
| 概要   | 憲法の基本事項を理解するとともに、将来、技術者として働く際に関わる様々な法（特許法・著作権法や個人情報保護法）に関する知識を得る。また社会で生活する上で関わる民法や刑法の知識を得ることで、自身の身を守り、能動的に生きるための知恵や行動力を身につける。  |   |   |   |    |
| 授業の進め方・方法  | 授業は講義形式で行うが、適宜グループワーク等を行う。   |   |   |   |    |
| 注意点  | 授業の中で扱う条文や判例は適宜配布するので、これらの資料を自分で確認しながら、事実に基づく理解を深める。3年次の政治経済（日本国憲法、民主政治等）について復習して受講することが望ましい。<br>評価方法：毎回の授業で実施する小テスト（10%）+ポートフォリオ（10%）+レポート（10%）+中間試験（35%）+期末試験（35%）とする。<br>評価基準：100点満点で60点以上を合格とする。 |   |   |   |    |
| 授業計画   |  |   |   |   |    |
|  |  | 週   | 授業内容  | 週ごとの到達目標  |    |
| 後期   | 3rdQ   | 1週  | 目的・概要の説明 法とは何か  | 身近な法について理解し、なぜ法学を学ぶのかを理解し、説明することができる。           |    |
|  |  | 2週  | 日本国憲法(1) 制定過程、憲法の分類、公法と私法                                     | 憲法の制定過程、分類について理解し、説明することができる。                   |    |
|  |  | 3週  | 日本国憲法(2) 三大原理   | 日本国憲法の三大原理について理解し、説明することができる。                   |    |
|  |  | 4週  | 日本国憲法(3) 基本的人権保障  | 基本的人権とその制限について理解し、説明することができる。                   |    |
|  |  | 5週  | 日本国憲法(4) 基本的人権保障  | 精神的自由、経済的自由について説明することができる。                      |    |
|  |  | 6週  | 民法(1)   | 契約法の基礎知識を理解し、説明することができる。                        |    |
|  |  | 7週  | 民法(2)   | 民法の婚姻・親子関係を理解し、説明することができる。                      |    |
|  |  | 8週  | 中間試験  |   |    |
|  | 4thQ   | 9週  | 刑法(1)   | 刑法の目的、犯罪の構成要件について理解し、説明することができる。                |    |
|  |  | 10週   | 刑法(2)   | 刑事司法制度と少年司法制度の違いと概要について理解し、説明することができる。          |    |
|  |  | 11週   | 刑法(3) 裁判の構造   | 裁判の構造と裁判員制度の概要について理解し、説明することができる。               |    |
|  |  | 12週   | 労働法   | 労働法の基礎知識を理解し、説明することができる。                        |    |
|  |  | 13週   | 特許法・著作権法等（知的財産に関わる法）  | 知的財産権に関する基礎知識を理解し、説明することができる。                   |    |

|  |     |              |   |
|--|-----|--------------|---|
|  | 14週 | 個人情報保護法（情報法） | 個人情報保護法をはじめとする情報法の基礎知識を理解し、説明することができる。                        |
|  | 15週 | 期末試験         |   |
|  | 16週 | 様々な紛争解決手段    | 裁判以外の紛争解決手段（和解、調停、仲裁等）について基本的な知識を理解し、ケースに応じた必要な手段を説明することができる。 |

評価割合

|         | 試験 | レポート | 小テスト | 態度 | ポートフォリオ | その他 | 合計  |
|---------|----|------|------|----|---------|-----|-----|
| 総合評価割合  | 70 | 10   | 10   | 0  | 10      | 0   | 100 |
| 基礎的能力   | 70 | 10   | 10   | 0  | 10      | 0   | 100 |
| 専門的能力   | 0  | 0    | 0    | 0  | 0       | 0   | 0   |
| 分野横断的能力 | 0  | 0    | 0    | 0  | 0       | 0   | 0   |